

印刷物単価契約書

宮城県（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）
とは、印刷物の単価契約について、次の条項により契約を締結する。

（印刷物）

第1条 発注者が受注者に発注する印刷物の品名及び規格・品質は、次のとおりとする。

- （1）品 名
- （2）規格・品質 別紙仕様書のとおり

（数量）

第2条 数量は、発注者がその都度発注する数量とし、臨時に増刊することができるものとする。

（単価）

第3条 印刷物の単価は、 につき 円とし、臨時増刊の場合でもその単価は変わらないものとする。

（消費税及び地方消費税の額は、請負契約の際の数量に単価を乗じ、その金額に10%を乗じた金額とする。）

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除とする。

（単価の改定）

第6条 第4条の契約期間内において、第1条の印刷物の市場単価に著しい変動があった場合は、発注者受注者協議の上、契約単価を改定することができるものとする。

（その他）

第7条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度発注者と受注者が協議して定めるものとする。
とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。ただし、本書の作成に代えて契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、発注者及び受注者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

発注者

受注者

印